

令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 の実績報告についてよくある問合せに対する Q&A【宮崎県】

令和3年6月29日に厚生労働省老健局老人保健課より「介護保険最新情報Vol.993」介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&Aが発信され、実績報告書の内容について記載がされています。それとは別に宮崎県独自で、各事業所様より御問合せの多いものをQ&Aにしました。

また、令和4年5月16日に厚生労働省老健局老人保健課より「介護保険最新情報Vol.1075（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について）」が発信され、令和3年度及び令和4年度の処遇改善加算実績報告書の様式に、処遇改善支援補助金についての内容が追記されたため、そのことに関する想定問答も記載しております。

実績報告書作成のため参考として御活用ください。

介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）

介護職員等特定処遇改善（以下、特定加算）

令和4年7月1日 追加補正

【別紙様式3-2 2実績報告共通について】

問5 Q&A

令和4年7月5日 文章を修正

【別紙様式3-2 2実績報告共通について】

問5 Q&A

《Q&A一覧表》

【はじめに】

- 問1 『初めて作成するのですが、実績報告の作成は、どこから手を付ければいいのでしょうか。』
- 問2 『エクセルシートの随所に関数が含まれていますが、関数を見捨て、数字を入力しても良いか。』

【別紙様式3-1 2 実績報告共通について】

- 問1 『処遇改善加算のみ取得している事業所だが、別紙様式3-1で特定加算を取得していないため、「介護職員等特定処遇改善加算」の列がマイナスと表示される。そのまま提出しても問題ないか。』
- 問2 『2 実績報告（共通）の②のi)の計算式について、処遇改善加算の列に特定加算の総額が、特定加算の列に処遇改善加算の総額が入力するようになっているが、これは計算式の間違いではないか。』
- 問3 『【基準額1】【基準額2】【基準額3】は計画書提出の段階の金額であり、年度途中の職員の退職もしくは採用や一部事業所の廃止等により実績報告書の【基準額（賃金改善前の金額）】と賃金改善後の金額を比較した時に、条件が異なるため正しい金額が出せません。どうしたらよろしいでしょうか。』
- 問4 『③平均賃金改善額＜特定＞の「本年度の平均賃金額(月額)」と「平均賃金改善額」は関数による自動計算となっていますが、計算式の数字がどこから飛んできているのかがわかりません。この金額は、どの部分からどのように計算されているのでしょうか。』
- 問5 『③平均賃金改善額＜特定＞の配分比率は「A:B:C」＝「1より上:1:0.5」を満たすが、平均賃金改善額が、マイナスの数字となる場合でも認められるのか。加算額は職員にしっかり配分している。認められない場合、収益に関係無く、毎年賃金を上げていかないといけないのか。』

【別紙様式3-2 2 実績報告共通について】

- 問1 『「本年度の賃金の総額」とは、全ての加算や賃金改善をした総額のことか。』

- 問2 『処遇改善加算の欄と特定加算の欄の「本年度の賃金の総額」というのは、処遇改善加算の欄も、特定加算の欄も、処遇改善加算と特定加算の両方を含めた賃金改善含めた賃金の総額を入力すれば良いか。また、グループ別内訳は国保連から支給された加算の総額の内訳をすれば良いということか。』
- 問3 『昇級により賃金が上がった分も本年度の賃金の総額に含むことができるとしてよいか。』
- 問4 『令和3年度の計画書で金額記入の指示のあった月は1月～12月だったが、実績報告書には4月～3月とある。別紙様式3-2にはどちらの数字を入力すれば良いのか。』
- 問5 『①時間外勤務手当（割増賃金）について、賃金の総額に含めるのか。また、含めるのであれば前年度との比較の際にはどのように比較すれば良いか。②時間外勤務手当（割増賃金）は、賃金改善に含めることはできるのか。』（令和4年7月5日 文書修正）
- 問6 『加算のグループ別内訳だが、対象となる職員に加算を分配する際は、独自の賃金改善額を含めた上で分配しているため、加算額のみを正確な数字を算出することが困難です。そのため、加算額のみ内訳は、独自の賃金改善額を含めた賃金の総額の分配を参考として、加算額のみ金額を按分で算出してもよいか。』
- 問7 『加算のグループ別内訳だが、処遇改善加算は計画書の段階でもグループ内訳の必要がなかったため、実績報告においても、グループ内訳をせずに加算の総額のみ記載で問題ないのでしょうか。』
- 問8 『処遇改善加算のみを取得している事業所だが、計画書提出の段階で加算のグループ内訳を求められていないため、実績報告提出の段階でグループ内訳を算出することが困難だが、どうしたらよいか。』
- 問9 『本年度の常勤換算職員数は年間の人数を記載すれば良いか。』
- 問10 『経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上の賃金改善又は年額440万円以上となった者の実人数を記載してください。とあるが、どういう意味かを教えて欲しい。』
- 問11 処遇改善支援補助金の欄が追加されているが、ここには何の金額を入れれば良いのか。
- 問12 処遇改善支援補助金は取得予定がないが、処遇改善支援補助金の欄は記載しなくても良いか。

【はじめに】

問1 初めて作成するのですが、実績報告の作成は、どこから手を付ければいいのか、
のでしょうか。

(回答)

まずは、エクセルシート内の「はじめに」のシートを一読ください。

入力の順番は

- ①基本情報入力シート
 - ②別紙様式3-2 (施設・事業所別個表)
 - ③別紙様式3-1
- を推奨しております。

以降のQ&Aにおいて、どのような数字を入力すべきなのかを説明していますのでご参照ください。

問2 エクセルシートの随所に関数が含まれていますが、関数を見捨て、数字
を入力しても良いか。

(回答)

エクセルシートの関数は崩さないようにしてください。

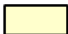


また、実績報告書を作成するにあたり直接入力できる箇所は“色つきシートのみ”です。

色無しの箇所は全て自動計算の関数が入っていますので入力しないでください。

各色の色つきシートの説明は次の表を御確認ください。

【凡例】(本シート及び各様式)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- | | |
|---|--------------------------------|
|  | 処遇改善加算及び特定加算の算定に共通して必要な情報 入力セル |
|  | 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル |
|  | 特定加算の算定に必要な情報 入力セル |

【別紙様式3-1 2 実績報告共通について】

Excelセル番号：列AB～AH、行25～29

問1 処遇改善加算のみ取得している事業所だが、別紙様式3-1で特定加算を取得していないため、「介護職員等特定処遇改善加算」の列がマイナスと表示される。このまま提出しても問題ないか。

(回答)

特定加算を取得していない事業所につきましては、そのまま提出していただいて問題ありません。

Excelセル番号：列S～Y or AB～AH、行25～31

問2 2 実績報告（共通）の②のi)の計算式について、処遇改善加算の列に特定加算の総額が、特定加算の列に処遇改善加算の総額が入力されているが、これは計算式の間違いではないか。

(回答)

計算式の間違いではありません。

まず処遇改善加算の列だけで見ると

(i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額とは、「処遇改善加算のみ含まれた賃金改善額」

(a) 本年度の賃金の総額とは、「処遇改善加算及び特定加算も含まれた賃金改善額」

(b) 介護職員処遇改善加算の総額とは、「国保連から通知のある処遇改善加算額のみの総額」

(c) 介護職員等特定処遇改善加算の総額（その他の職種への支給分を除く）とは「国保連から通知のある特定加算の内、その他の職種に配分した加算分を除いた特定加算のみの総額」

(ii) 前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】とは、「令和3年度で提出した計画書」に記載された【基準額1】【基準額2】の数字を表します。

【基準額1】【基準額2】とは、「令和3年度で提出した計画書」で求められた、全ての「加算額を除いた純粋な賃金の総額（基本給及び賞与給等）」を表しています。

以上のことから、②で求めている数字は、

(i) 「処遇改善加算のみ含まれた賃金改善額」－ (ii) 「加算額を除いた純粋な賃金の総額」

＝ (②賃金改善所要額) 「処遇改善加算を含めた賃金改善額」となります。

※介護職員等特定処遇改善加算も同様の考えです。

ちなみに①は「別紙様式3-2」の「加算の総額の実績」となりますので、「①<②」となるように要件を満たさなければなりません。

Excelセル番号：列S～Y or AB～AH or N～Q、行32 or 40. 41. 42

問3 【基準額1】【基準額2】【基準額3】は計画書提出の段階の金額であり、年度途中の職員の退職もしくは採用や一部事業所の廃止等により実績報告書の【基準額（賃金改善前の金額）】と賃金改善後の金額を比較した時に、条件が異なるため正しい金額が出せません。どうしたらよろしいでしょうか。

(回答)

本来であれば、【基準額1】【基準額2】【基準額3】の金額に変更（※）があれば、変更届及び計画書を再提出していただき、差し替えをすることを想定しています。

ただし、実績報告提出の段階で計画書の【基準額1】【基準額2】【基準額3】の金額に変更（※）がある場合は、別紙様式3-1の「⑥その他（やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。）」の箇所に、【基準額1】【基準額2】【基準額3】の「変更した金額及び理由」を記載があれば、柔軟に対応します。

（※ 計画書提出時点と実績報告提出時点で退職、廃止等により職員の数、事業所の数に違いがある等が考えられる。）

〈⑥ 記入例〉

計画書の【基準額3】Aグループ職員の〇〇円については、職員の増減及び基本給の増減に伴い、〇〇円に変更

[「介護保険最新情報 Vol. 993 問1 参照」](#)

Excelセル番号：列S～V、行40. 41. 42

問4 ③平均賃金改善額<特定>の「本年度の平均賃金額(月額)」と「平均賃金改善額」は関数による自動計算となっていますが、計算式の数字がどこから飛んできているのかがわかりません。この金額は、どの部分からどのように計算されているのでしょうか。

(回答)

「本年度の平均賃金額(月額)」は、別紙様式3-2の中の『「特定加算の対象となったAグループの賃金の総額(セルV8)」－「Aグループに配分した処遇改善加算の総額(セルR7)」÷「Aグループの常勤換算職員数(セルY8)」』＝「Aグループの処遇改善加算額のみ引かれた賃金の総額の平均額」が算出されるようになっています。

Bグループ及びCグループも同様です。

つまり、各グループ内の「賃金改善後の賃金の総額」から、同グループ内に分配した「処遇改善加算のみの総額」を引いて、「特定加算のみを含めた賃金改善額」を算出し、同グループ内の「年間の常勤換算数」で割ることで、「各グループの処遇改善加算額のみ引かれた賃金の総額の平均額」が算出されるようになっています。

そこで、前年度の平均賃金額（月額）【基準額3】は、「加算を加えていない純粋な賃金の平均額」なので、「各グループの処遇改善加算額のみ引かれた賃金の総額の平均額」から「加算を加えていない純粋な賃金の平均額」を引くことで、「平均賃金額」が割り出されるという仕組みです。

その「平均賃金額」の配分率が「A : B : C」＝「1より上 : 1 : 0.5」とならなければならないということです。

※Bの職員の平均賃金額が、Cの職員の平均賃金額より大きい場合に限り、「B : C」＝「1 : 1」までは認められています。

Excelセル番号：列X～AB、行40. 41. 42

問5 ③平均賃金改善額<特定>の配分比率は「A : B : C」＝「1より上 : 1 : 0.5」を満たすが、平均賃金改善額が、マイナスの数字となる場合でも認められるのか。加算額は職員にしっかり配分している。
認められない場合、収益に関係無く、毎年賃金を上げていかないといけないのか。

(回答)

原則は、問3にあるとおり、【基準額3】の金額を変更することで、「特定加算を含む本年度の平均賃金改善額」から「加算等を含まない平均賃金改善額」を差し引く計算となります。そうすることで、数字がマイナスになるようなことはないと考えております。

その上で「(C)その他の職種」の配分比率がマイナスになってしまう場合は、計算誤りをしている可能性があるため、再度賃金台帳等を御確認ください。

配分比率である「A : B : C」＝「1より上 : 1 : 0.5」を満たすことができない合理的な理由が場合は、合理的な理由のわかる理由を別紙様式3-1の「⑥その他（やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。）」の箇所に記載してください。

[「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A \(Vol. 1\) \(令和3年3月19日\) 問24 参照」](#)

特定処遇改善加算の配分方法について改めて確認したい場合は、
[「特定処遇改善加算 計算方法 \(宮崎県版\)」](#)を御確認ください。

【別紙様式3-2 2 実績報告共通について】

Excelセル番号：列X、行7及び8

問1 「本年度の賃金の総額」とは、全ての加算や賃金改善をした総額のことか。

(回答)

お見込みのとおりです。処遇改善加算、特定加算、独自加算、処遇改善支援補助金、賃金改善した金額等全てを含めた金額となります。

令和4年2月及び3月に開始された処遇改善支援補助金による賃金改善額も含まれていますのでご注意ください。

Excelセル番号：列X、行7及び8

問2 処遇改善加算の欄と特定加算の欄の「本年度の賃金の総額」というのは、処遇改善加算の欄も、特定加算の欄も、処遇改善加算と特定加算の両方を含めた賃金改善含めた賃金の総額を入力すれば良いか。

また、グループ別内訳は国保連から支給された加算の総額の内訳をすれば良いということか。

(回答)

お見込みのとおりです。

問1でもお伝えしたとおり、「本年度の賃金の総額」とは、処遇改善加算の欄・特定加算の欄のいずれも、「処遇改善加算」、「特定加算」、「処遇改善支援補助金」及び「独自の加算」も含めた総額となります。

ただし、特定加算の欄の「本年度の賃金の総額」には、その他の職種に特定加算を分配している場合は、その他の職種の職員の賃金の総額分が加わっているため、処遇改善加算の欄の「本年度の賃金の総額」とは、異なる数字になるためご注意ください。

グループ別内訳についても、お見込みのとおりです。

※補足情報

特定加算の欄のAの職員及びBの職員を合わせた賃金の総額は、処遇改善加算の賃金の総額と同額となります。

Excelセル番号：列X、行7及び8

問3 昇級により賃金が上がった分も本年度の賃金の総額に含むことができるとしてよいか。

(回答)

お見込みのとおりです。

Excelセル番号：列X、行7及び8

問4 令和3年度の計画書で金額記入の指示のあった月は1月～12月だったが、実績報告書には4月～3月とある。別紙様式3-2にはどちらの数字を入力すれば良いのか。

(回答)

別紙様式3-2に記載していただきたい金額は「賃金改善実施期間」の金額であり、事業所により、その期間は異なるかと思われます。

そのため、加算の算定月である4月から3月の分を実際に支払われた賃金改善実施期間（4月～3月で算定された年度内での加算額を職員に、実際に給与として与えた月）の金額の記載をお願いします。

Excelセル番号：列X、行7及び8

問5

① 時間外勤務手当（割増賃金）について、賃金の総額に含めるのか。

また、含めるのであれば前年度との比較の際にはどのように比較すれば良いか。

② 時間外勤務手当（割増賃金）は、賃金改善に含めることはできるのか。

(回答)

①について

処遇改善の実績報告においては、賃金の総額に時間外勤務の金額は含めません。

時間外勤務手当（割増賃金）は安定的に支給される手当ではなく、前年度との比較の際に、賃金改善の比較対象にできないためです。

そのため、時間外勤務手当（割増賃金）については、原則、賃金の総額に含めずに報告していただく必要がある。賃金の総額から切り離すことが困難な場合は、含めて計上しても差し支えないが、その場合は、前年度の賃金の総額にも全くの同額の時間外勤務手当（割増賃金）について推計し、計上する必要があります。

新型コロナウイルスの影響による緊急的な危険手当等についても、安定的に支給される手当とは異なりますので、賃金の総額には含めないようお願いします。

②について

時間外勤務手当（割増賃金）は、労働基準法で定められた元々支払わなければならないものです。そのため、処遇改善加算等の賃金改善には含むことはできません。

Excelセル番号：列T, U及びY, Z, AA、行19～

問6 加算のグループ別内訳だが、対象となる職員に加算を分配する際は、独自の賃金改善額を含めた上で分配しているため、加算額のみを正確な数字を算出することが困難です。

そのため、加算額のみ内訳は、独自の賃金改善額を含めた賃金の総額の分配を参考として、加算額のみ金額を按分で算出してもよいか。

(回答)

お見込みのとおりです。

特定加算の欄のグループ毎の「本年度賃金の総額」は、実際賃金の総額を記載することから按分はできませんが、「本年度の加算の総額」のグループ別内訳は、賃金改善前の加算額（国保連から通知のある加算額）の内訳を入力する必要があるため、内訳が困難な場合は按分で分配して差し支えありません。

[「介護保険最新情報 Vol. 993 問2 参照」](#)

Excelセル番号：列R, S, T及びY, Z, AA、行7及び8

問7 加算のグループ別内訳だが、処遇改善加算は計画書の段階でもグループ内訳の必要がなかったため、実績報告においても、グループ内訳をせずに加算の総額のみ記載で問題ないのでしょうか。

(回答)

処遇改善加算のみを取得しており、特定加算を取得していないのであればグループ内訳をせずに加算の総額のみ記載で差し支えありません。

しかし、特定加算を取得している場合は、「問4」で説明した計算式があるため、入力していただく必要があります。なお、処遇改善加算のグループ内訳は、人数比等で按分して分けていただいて差し支えありません。

[「介護保険最新情報 Vol. 993 問2 参照」](#)

Excelセル番号：列R, S, T及びY, Z, AA、行7及び8

問8 処遇改善加算のみを取得している事業所だが、計画書提出の段階で加算のグループ内訳を求められていないため、実績報告提出の段階でグループ内訳を算出することが困難だが、どうしたらよいか。

(回答) グループ内訳は特定加算を取得している事業所に必要な項目となっているため、内訳を算出せずに総額のみ記載で差し支えありません。

Excelセル番号：列AB～AD、行7及び8

問9 本年度の常勤換算職員数は年間の常勤換算職員数の総数を記載すれば良いか。

(回答) お見込みのとおりです。

月毎の常勤換算職員数を12ヶ月分で足した数値となります。正確な数値を算出する必要がありますので、1ヶ月分を単純に12倍としないように御注意ください。

なお、Cその他の職種につきましては、常勤換算ではなく、実人数を記載することも可能です。

Excelセル番号：列AE、行8

問10 経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上の賃金改善又は年額440万円以上となった者の実人数を記載してください。とあるが、どういう意味かを教えて欲しい。

(回答)

特定加算の基本的な目的の一つとして、(A) 経験・技能のある介護職員の賃金を月平均8万円以上の賃金改善又は年額440万円以上にすることが上げられます。

特定加算を算定するにあたり、事業所毎にその対象となる職員を設置する必要があり、その設置した人数をシートに入力していただきます。

もし、設置ができない場合は、以下の理由が必要となりますので、別紙様式3-2の人数を入力した上で、別紙様式3-1に必ずチェックをしてください。

小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。

職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

その他

なお、(C) その他の職種については、賃金改善年額後の年額が440万円を超えることはできません。(C) その他の職種は、元々の年額が440万円を超えている場合は、特定加算の対象外であるため、御注意ください。

Excelセル番号：列Q～T、行10

問11 処遇改善支援補助金の欄が追加されているが、ここには何の金額を入れれば良いのか。

(回答)

令和3年度の処遇改善加算等実績報告の算定期間は令和3年4月～令和4年3月までとなっています。

処遇改善支援補助金は令和4年2月及び3月から開始しているため、令和4年2月及び3月分に処遇改善支援補助金の制度により賃上げした賃金改善額（基本給等は含まない）を入力してください。

また、「本年度の賃金の総額」の中には、ここで入力した「処遇改善支援補助金の賃金改善額」も含まれた金額となります。

Excelセル番号：列Q～T、行10

問12 処遇改善支援補助金は取得予定がないが、処遇改善支援補助金の欄は記載しなくても良いか。

(回答)

お見込みのとおりです。